

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する意見書

政府は、昨年１１月９日に環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の情報収集を進めるために、関係国との協議を開始することなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

その後、菅首相は本年１月２９日の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で「開国と絆」をテーマに講演し、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定について「関係国と協議を続け、今年６月をめどに交渉参加に関する結論を出す」と表明した。

アジア・太平洋地域内での自由貿易圏を構築するための環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、関税の撤廃により、農林水産業を始めとする物品の貿易自由化だけでなく、金融サービス、政府調達、知的財産、労働などの分野の自由化も想定されており、日本の第一次産業、地域経済、国民生活に与える影響は非常に大きいものから、十分な議論をつくす必要がある。

仮に環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定参加となれば、輸出面の効果が期待される。しかし、低価格の農林水産物が大量に輸入され、国内の第一次産業は深刻な影響が生じることが危惧される。

よって、国におかれては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に係る協議を開始する前に、経済効果のみならず、各界各層による多方面から幅広い国民的議論を尽くすこと。
- 2 貿易自由化により最も影響を受けやすい分野である農林水産業については、安全な食料の安定供給、食料自給率の向上、農林水産業の振興等を損なわないよう施策を講ずること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年３月１５日

平塚市議会